

平成29年 12月定例会の報告

平成29年12月定例会が12月1日から12月21日までの21日間開催され、公契約に係る基本理念を定め、市及び事業者等の責務を明らかにすることにより、適正な公契約に関する施策の推進を図るため制定しようとする、高山市公契約条例についてをはじめ、15議案を審査し、それぞれ決定しました。

また、議員提出案件の「寡婦（夫）控除における適用基準の見直しを求める意見書」を可決しました。（議案一覧表についてはP5を参照）

12月1日本会議

報第11号について報告がありました。また、条例案件、事件案件、予算案件について議案説明の後、各委員会に付託しました。

12月11・12・13日 一般質問

一般質問を行いました。（P6）
13日の一般質問終了後に、議第103号か

ら議第105号について追加上げがされ、所管委員会に付託しました。

12月15日 総務環境委員会 議第91号

高山市公契約条例について

（公契約に係る基本理念を定め、適正な公契約に関する施策の推進を図るため制定）

【論点①】基本理念型の条例とした経緯と今後の考え方

●各種団体関係者で構成される公契約に関する懇話会の意見から基本理念型をベースとしたが、理念を定めるだけでは実行性に欠けるため、調査・是正指導の規定を加えるとともに、労働環境報告書の提出を求めるなど、より実効性を高めるものとし、今後とも、適正予定価格のあり方等について検討を進める。

【論点②】条例の運用の考え方

●公契約に関わる全ての労働者の労働環境を守るための条例であることから、一定条件以上の契約については労働環境報告書の提出を求めるなど、労働者の環境の把握に努める。議員間討論を行い、付

帯意見として「今後も市民意見を取り入れながらすすめること」などを理事者へ伝えた。

議第92号

高山市税条例の一部を改正する条例について

（地方税法等の改正に伴う条文整備）

【論点】地方税法等の改正による影響

配偶者控除で控除が受けられない方が約190名、段階的に控除額が減少となる方が約50名で影響額は約400万円の税収増。配偶者特別控除では対象者が1,900人増え、約3,300万円の税収減となる。

議第103号

高山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

議第104号

高山市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第105号

高山市職員の給与に関する条例及び高山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について（人事院勧告に基づく職員の給与や手当、特別職及び議員の期末手当を改正するもの）

※一括議題として審査しました。

【論点①】人事院勧告の内容

●国が民間事業所の給与や手当について官民の格差を調査した結果、月額給与で651円、ボーナスで0.12か月の格差があったため、月額給与の引き上げと、勤勉手当0.1か月分の引上げを行うこととなった。

【論点②】改正に伴う給与や手当への影響額

議員全体で、約120万円、特別職全体で、約29万円、職員全体で、給料が約420万円、

勤勉手当が約3080万円、医師の初任給調整手当が約3万6千円、これらに伴う共済負担金が約690万円、総額で約4300万円の増額である。

●時間外手当単価については6.6%、平均127円程度の増額となり、予算ベースで年間約760万円増額である。

12月18日 福祉文教委員会

議第93号

高山市児童センター管理条例の一部を改正する条例について（国府児童館を移転するための改正）

議第94号

高山市放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例について

（国府小学校区内に放課後児童クラブを開設するための改正）
※一括議題として審査しました。